

青梅市地域共生社会推進会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市地域共生社会推進会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、青梅市地域共生社会推進会議会長（以下「会長」という。）に対して、会議開始時刻までに書面（別記様式1）により傍聴を申し込むものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、会議場に入室することができない。

3 会長は、会議を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定する。傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。会長が特段の事情があると認める場合には、定員によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付にかかる事務は、地域福祉課が所管する

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第4条 会長は、会議を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に青梅市情報公開条例に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。

- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食または喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他会議の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者は、会議会場においては、会長および会議の庶務を担当する地域福祉課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否および退出の命令)

第6条 会長は、前条のいずれかに該当すると認める者については、入室の拒否または退出の命令をすることができる。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に退出の命令を受けたとき。
- (2) 会長が会議を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退出を命じられた者は、当日再び会議会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和5年4月20日から施行する。

青梅市地域共生社会推進会議 傍聴申込書

青梅市地域共生社会推進会議傍聴規程第3条の規程にもとづき、青梅市地域共生社会推進会議の傍聴を申し込みます。

なお、傍聴に際し、傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

お住まいの地区(該当する地区の番号に○)	氏 名
1. 青梅地区 7. 成木地区 2. 長淵地区 8. 東青梅地区 3. 大門地区 9. 新町地区 4. 梅郷地区 10. 河辺地区 5. 沢井地区 11. 今井地区 6. 小曾木地区 12. 青梅市以外	

整理番号 _____

青梅市地域共生社会推進会議 傍聴申込書

青梅市地域共生社会推進会議傍聴規程第3条の規程にもとづき、青梅市地域共生社会推進会議の傍聴を申し込みます。

なお、傍聴に際し、傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

お住まいの地区(該当する地区の番号に○)	氏 名
1. 青梅地区 7. 成木地区 2. 長淵地区 8. 東青梅地区 3. 大門地区 9. 新町地区 4. 梅郷地区 10. 河辺地区 5. 沢井地区 11. 今井地区 6. 小曾木地区 12. 青梅市以外	

整理番号 _____

傍聴券

地域共生社会推進会議

傍聴券

地域共生社会推進会議

傍聴券

地域共生社会推進会議

傍聴券

地域共生社会推進会議

注 意 事 項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を地域福祉課へ返却して下さい。

注 意 事 項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を地域福祉課へ返却して下さい。

注 意 事 項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を地域福祉課へ返却して下さい。

注 意 事 項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を地域福祉課へ返却して下さい。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴するにあたり、以下の事項を遵守してください。

地域福祉課

青梅市地域共生社会推進会議傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
 - (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
 - (3) 酒気を帯びていないこと。
 - (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
 - (5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
 - (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
 - (7) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (8) 携帯電話等の電源を切ること。
 - (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
 - (10) その他会議の支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者は、会議会場においては、会長および会議の庶務を担当する地域福祉課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否および退出の命令）

第6条 会長は、前条のいずれかに該当すると認める者については、入室の拒否または退出の命令をすることができる。

（傍聴者の退室）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に退出の命令を受けたとき。
 - (2) 会長が会議を非公開と決定したとき。
- 2 前項第1号の規定により退出を命じられた者は、当日再び会議会場に入ることはできない。